第62回 学長選考会議議事概要

- 1 日 時 平成31年1月21日(月) 14時33分~16時07分
- 2 場 所 新潟大学駅南キャンパス ときめいと 講義室B
- 3 出席者 神保委員(議長),伊藤委員,齋藤委員,高橋委員,三輪委員, 永井委員,松尾委員,染矢委員,鈴木委員,那波委員 以上10名 (オブザーバー出席:田代監事,逸見監事) (事務局陪席:清廣総務部長,荒井総務課長)

4 議事概要の確認

第61回学長選考会議議事概要が確認され、承認された。

5 議事

(1) 学長の業務執行状況 (平成29年度) の確認について

髙橋学長の平成29年度の業務執行状況の確認のため、

① 監事の意見

田代監事から,『監事の意見』を伺った。

② 学長との面談

議長から、平成29年度の重点課題・重視した取組について、またその課題・取組の成果についての自己評価、さらに自己評価を踏まえた今後の課題への取組について質問がなされ、学長より説明の後、質疑応答を行った。

③ 総括審議

事前送付資料、監事の意見及び学長との面談を踏まえ、『総括審議』が行われた。

議長から,意見がある場合は,1月31日までに書面で提出してほしいこと,また,それらを踏まえ議長が確認書の案を作成し,次回の本会議で審議・確定する旨,発言があった。

(2) 今後の学長選考の課題について

① 国立大学法人新潟大学学長選考基準10について

前回(平成30年11月26日)の本会議で継続審議としていた学長選考基準10の「ただし書き」部分の必要性について、前回出された意見もふまえ審議した後、学長選考基準10を「学長選考会議は、学長就任後3年を経過したとき、別に定めるところにより学長在任3年間の業績を評価する。評価結果が優れており、かつ、学長に再任の意思がある場合には、教育研究評議会及び経営協議会の同意を得て、学長を学長選考候補者とすることができる。この場合、4の推薦手続き及び7の学内の意向投票は行わないこととする。」とし、ただし書き以下は削除するとの改正に賛成するのか、反対するのか、無記名の投票により決することが了承され、投票の結果、「賛成する」との得票多数により、学長選考基準10を改正することが決定した。

これに係る諸規程の改正については、次回に審議することとした。

② 学長選考候補者の所信を聞く会について

前回(平成30年11月26日)の本会議で検討事項としていた,学長選考候補者の所信を聞く会を学長選考会議の主催で実施できないかとの提案に対し, 議題に取り上げることについて採決し,全会一致で決定した。

次いで本件について審議が行われ、学長選考候補者の所信を聞く会を学長 選考会議の主催で実施することが決定した。

なお,本会の名称は「所信表明会(仮称)」とすること,また,所信表明会(仮称)は意向投票を実施する場合のみ実施することが確認された。

これに係る諸規程の改正については、次回に審議することとした。